

本邦にて新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方が利用できる「特例郵便等投票」について

#### 【ポイント】

- 本邦において、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、今後、公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。
- 在外選挙人名簿に登録されている方でも、帰国中に同様に宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります。

#### 【本文】

1 本邦において、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以降に公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。

在外選挙人名簿に登録されている方でも、帰国中に、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。

2 「特例郵便等投票」の詳細につきましては、以下のリンク先をご覧ください。

○特例郵便等投票の概要

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000755432.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000755432.pdf)

○投票用紙等の請求手続

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000755433.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000755433.pdf)

○特例郵便等投票請求書

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000756143.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000756143.pdf)

○投票の手続

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000755434.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000755434.pdf)

#### 【在シドニー日本国総領事館】

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : [http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>